

Title	大阪における法学教育事始
Author(s)	熊谷, 開作
Citation	大阪大学史紀要. 1981, 1, p. 4-16
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/10592
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

大阪における法学教育事始

熊谷開作

目次

- 一 西洋の法学教育と日本の道德教育
- 二 幕末における法学教育の可能性
——大坂と江戸で——
- 三 東京における法学教育のはじまり
- 四 大阪における法学教育のはじまり
- 五 むすび

一 西洋の法学教育と日本の道德教育

今年は大阪帝国大学が創立されてから滿五十年になり、それを記念するための『五十年史』の編纂もすめられている。この『紀要』もそれを機縁として刊行されることになった。しかし、創立当時の大阪帝大には医・理の二学部しかなく、文・法・経といったいわゆる文科系学部はその萌芽さえみせていなかった。文学部や経済学部が欠けたことについては、後日、どなたかが論ぜられるであろうが、本稿では、とくに、法学部が欠けた事情について検討する。法学部の欠けた大学

とは、西洋の大学の事情をいくらか知っている者にとっては、きわめて奇異なことである。ヨーロッパでの最も古い大学としては、イタリヤのサレルノとボローニヤの両大学とパリ大学の三つがあげられるのがつねである。そのうち、サレルノが医科の単科大学であったのに対し、ともに一二世紀に成立したといわれるボローニヤとパリの両大学は文芸・医学・神学とならんで法学の教育が行なわれた。¹⁾ そのうち、パリ大学では、一二一九年以後市民法の教育が禁じられ、教会法だけが教えられたが、ボローニヤ大学は教会法とともに市民法を研究・教育する大学として名をはせ、ヨーロッパ各国から多くの学生を集めた。そこで行なわれた法(解釈)学(*Rechtsgeschichte*)はスコラ神学(*Dogmatik*)の影響をうけて神学的性格を帯びたと批判されるが、それでもなお、法学においては、法の論理解釈が至上の方法として採用されたことは重要である。神学が聖書に対した如くに法学は法典に対せよ、というのは中世の法学に課せられた基本命題であり、それ故に、中世の法学は生きた社会を研究の対象から除いたけれど、それでも、権利と義務の体系の書としての法典のなかの文言の解釈にきびしい訓練がつづけ

られた。一四世紀頃、ヴェニスで実際におこった事件に素材を求めたといわれるシェイクスピアの『ヴェニスの商人』³⁾のやま場では、賠償として求められた「胸の肉一ポンド」の概念をめぐる原告と被告が争うのであるが、それが法の論理を媒介として展開されていることに注意する必要がある。そして、この訴訟に対して判決を下したポーションがボローニャよりも少しおくれて発足したパドヴァ大学と深い関係があったことは、きわめて興味深い。わたくしは、ローマに源を發した法学が、中世においても、論理を生命として存続したことに注目したいと思う。やがて、中世的權威が失墜し、市民階級が台頭すると、市民たちは、論理を媒介とする市民法によって取引の安全を確保しようとしたからである。

それとくらべ、日本の中世に、近代社会の展開に寄与しようような法と法学が存在していたであろうか。『ヴェニスの商人』の事件よりも少しさきの時代になるけれど、『沙石集』(弘安六年—一二八三、無住一円)卷三の二「忠言感ある事」に語られている訴訟の場面は、日本中世の法意識を知るために、貴重な示唆を与えているように思われる。これは、北条泰時が執権であったとき、下総のある地頭と領家の代官が年貢の未進をめぐる争ったときの模様をえがいたものであるが、双方かなり論じ合ったあと、代官が決定的な発言をしたときのことをつぎのように述べている——「領家の方に肝心の道理を申立たる時、地頭手をはたと打ちて、泰時の方へ向ひて、あらまげやという時、座席の人ともはとわらひける時、泰時うちうなづきて、いみじくまけ給ひぬるかな。泰時御代官として、年久しく成敗仕るに、いまだかくの

ごとくの事承らず。あはれまけぬるときこゆる人も、かなはぬものゆえ、ひとことばも陳じ申す習なるに我とまけ給へる事めづらしく侍り。……陳状なくまけ給へる事、返々いみじく聞え侍り。正直の人にて御座しけりとして、うちなみだぐみて感じ申されければ、笑つる人々みなにがりてぞ見えける。……是こそ、まけたればこそかちたれの風情にて侍れ。されば人は道理をわきまへ、正直なるべきものなり」。ここで強調されているのは、証拠の必要ではなく道理への服従であり、論理の展開ではなく、潔い敗北の宣言であった。そして、その道理は、しばしば裁くもの主観的意志を意味したのであるから⁵⁾、その存在について論理的必然性を求めることはもともと不可能であり、それを探究するための研究機関の存在を考えることもできなかった。そのように、道理が尊重され、それが裁判の基準にされるということは、基本的に、日本のながい封建時代を通じて支配的であった。それが、法学部を必ず設けた西洋中世のような大学を日本の中世の教育機関にみることができなかった原因であると思われる。日本の中世では、西洋の大学で行なわれた法学教育は行なわれず、それにかわって行なわれたのは道德教育であった。

もちろん、日本の封建社会の秩序も、江戸時代中期以後になればくずれはじめ、武士固有の道理に対抗する思想も、町人や農民のなかに台頭してきた。町人の思想の一つの典型を大坂に求めることは有益で、その代表者として近松門左衛門をあげることが可能であろう。さらに下って天保八年(一八三七)には、大塩の乱が起こっており、その翌年には緒方洪庵が瓦町に適塾を開いたことも重要である。適塾だけではな

くいくつかの私塾が開かれたことも、町人独自の思想を形成するため
に大きな意味をもったのであり、そのことについてつぎのような評価
を加えることができる。——「上方の伝統的な実学の思想や、パイオ
ニア的な先取り精神や、合理主義的な行動原理や、実証的な学風が培
われたのである。そうして、創意工夫・独立自営・商道一徹・積極果
敢をモットーとする上方商人道が価値あるものとして自覚されるよう
になり、それが新しい時代を切りひらいて行く精神的バックボーンと
なったのである」。まことに、上方商人道は右のようなモットーを内
容としたものであり、それは近松の作品のなかでもすでにうかがうこ
とのできるものであった。

しかし、権力との対決・自治の精神についてほとんどふれられてい
ないことも上方商人道の特質の一つとしてみなければならぬである
う。上方商人の腹のなかには権力に対する反発があったはずである。
それにもかかわらず、そのことを表現しないところにも上方商人道の
重要な一面がうかがわれる。堂島の有力な米仲買である升屋の天明四
年（一七八四）の起請文の第一条に「御公儀様御法度之趣急度相守、尚
又勤向之儀大切に可仕候」とある。この起請文は、家族や使用人に対
する心得を示したものであるが、その冒頭に御公儀様御法度の遵守す
なわち幕府の法を守ることをうたっていることは、少なくとも文面では、
幕藩権力体制への服従を示したものとわなければならない。そ
うとするならば、合理主義といっても権力による制約を認めざるをえ
ず、幕藩権力体制の範囲内の金銭的合理主義にとどまらざるをえな
かった。升屋の起請文があらわれるよりさきの享保九年（一七二四）幕府

の許可をえて大坂学問所・懐徳堂が設立されたが、その玄関に翌々十
一年にかかげられた壁書に「学問は忠孝を尽し、職業を勤むる等之上
に有之事にて候……」と記されたことは、大坂町人の合理主義の限界
を知るための示唆を与える。そのような合理主義は金銭的合理主義と
はなりえても、市民が自らその制定に参加しうる法によって保障され
る正確な計算可能な合理主義とはなりえなかった。つまり、彼等の合
理主義は、封建道徳とは共存しえても、権利・義務の体系のなかに自
分を位置づける法的合理主義にはなじまなかった。

右にみたように、江戸時代の大坂で、法の支配による計算可能な合
理主義をみることはむずかしいことであつたけれど、しかし、それを
もたらす可能性が皆無だったわけではない。節を改めて、その可能性
をさぐってみよう。

二 幕末における法学教育の可能性

—大坂と江戸で—

江戸時代の日本には「権利」ということば、あるいはそれに相当す
る意味内容をもつことばがなかった。そのため、明治時代になってか
ら、それを表現することばを苦労して見つけなければならなかった、
ということがしばしば法律学者によって指摘される。たしかに、江戸
時代に「権利」ということばはなかった。しかし、それに相当するこ
とばが全くなかったのではないように思われる。例えば「株」という
ことばは、のちの「権利」と同じことばとして使うことができたので

はないかと思われる。小作株といえは他人の所有する土地で耕作する権利だったのであり、入会や入漁の株といえは入会権や入漁権だったのである。それを商業活動がさかんであった大坂で求めることもできず、そのうち、幕府に許可された商人組織のことを株仲間とよんだことなどを一例としてあげることができるであろう。この場合の株は特権という意味をもったが、株ということばが権利の意味をもった一例ということができるように思われる。「株」ということばのほかに「分」とか「前」とかいうことばも権利の意味をしばしばあらわしたように思われる。とくに、共有財産に対する持分権を示すために「分」とか「前」とかいったことばがしばしば用いられた。こうして「株」「分」「前」ということばは、明治時代に入って間もなくさかんに用いられるようになった「権利」と同じような意味をもつて、江戸時代に用いられていた。前節でのべたように、日本では全封建時代を通じて、法学の論理よりも、道理が重んじられたと思うのだけれど、江戸時代もしいに後期に近づくにつれて、主に庶民の生活のなかで「株」「分」「前」といったものが強く機能するようになってきた。ただ、問題は、そうした「株」などの観念が、間もなく用いられるようになる「権利」の観念にまでよく昇華しえたであろうか、ということである。江戸時代にひろく使われた「株」などのことばが、法学の中心概念である「権利」の体系にまで発展しえたか、どうかがつぎに問われる重要な問題になる。

明治時代になって用いられるようになった「権利」ということばが、“droit” “right” の翻訳語であったことはいうまでもないが、それよ

りも早く“regt”ということばに接した蘭学者たちは、それをどのよう
に訳し、その内容をどのように理解したのであるか。「幕末に蘭
学者が、今日の『権利』ということばに相当するオランダ語のことば
“Regt”を訳するに際して、これに対応する適当な日本語がないので
困った、と言われており¹¹⁾という指摘があるが、それについての事例
をてがかりとして、大坂および日本全体における法学と法学教育のは
じまりを考えてみることにしよう。

まず、適塾で用いられたゾーフの蘭日辞書をひもといてみる必要が
ある。現在、適塾に保存されているゾーフ辞書はO-Zを欠いており、
肝心の“regt”をみることができない。しかし、それを使った熟語を
みることはできる。その一例としてつぎの文章をあげることができる。

“het natuurlijk regt of het regt der volker”

それについて「都ての人間の同様にしてよいという筋の事」という意
訳がつけられている。意識であるために“regt”の訳がみられないこ
とは残念であるが、のちに「自然権」や「民権」と訳されたことばが、
文化十三年（一八一六）に手がけられ天保四年（一八三三）に完成したゾ
ーフ辞書のなかにあらわれてきたことは注目されてよい。また、訳語
はまずいとしても「すべての人間」とか「同様」（≒平等）とかいった
観念がみられることも、注意すべきことがらである。こうしたことに
塾生が関心を示し、研究をすすめたならば、適塾は日本における近代
法学濫觴の場ともなったかも知れない。しかし、適塾々生は、それ
はあまり関心を示さなかったようである。福沢諭吉が『福翁自伝』中
「緒方の塾風」のなかで「工芸技術に熱心」の見出しをつけていると

おり、塾生は、医学・薬学・物理学・化学に深い関心を示した。そして、法学の研究・教育には大した関心を示さず、それについては江戸・東京主導の形をゆるすことになり、自然科学の研究・教育も江戸・東京に作られた組織的な機関にやがて歩を譲ることになった。そのことについて、福沢が同じ「緒方の塾風」のなかで「大阪書生の特徴」と題してのべているところはきわめて興味深い。優秀な書生が大坂を去って江戸へ集まった条件について、福沢はつぎのように書いている。

「……江戸と大阪と自から事情が違つて居る。江戸の方では開国の初とは云ひながら、幕府を始め諸藩大名の屋敷と云ふ者があつて、西洋の新技術を求むることが広く且つ急である。従て聊かでも洋書を解すことの出来る者を雇ふとか、或は翻訳をさせれば其返礼に金を与へるとか云ふやうな事で、書生輩が自から生計の道に近い。極都合の宜い者になれば大名に抱へられて、昨日までの書生が今日は何百石の侍になつたと云ふことも稀にはあつた。夫れに引換て大阪は丸で町人の世界で、何も武家と云ふものはない。従て砲術を遣らうと云ふ者もなければ原書を取調べやうと云ふ者もありはせぬ。夫れゆゑ緒方の書生が幾年勉強して何程エライ学者になつても、頓と實際の仕事に縁がない。縁がないから縁を求めると云ふことにも思ひ寄らぬので、然らば何の為に苦学するかと云へば一寸と説明はない。前途自分の身体は如何なるであらうかと考へた事もなければ、名を求めぬ気もない。名を求めるところか、蘭学書生と云へば世間

に悪く云はれるばかりで、既に己に焼けに成つて居る」。

苦学する書生を支える物質的基盤が大坂では弱いこと、また彼らの学

問に正当な評価が大坂では加えられないことなど、学問を育てる土壌として大坂が貧弱であることが指摘されている。そういえば、その福沢だけでなく、大村益次郎・佐野常民・箕作秋坪・大鳥圭介・長与専斎など錚々たる適塾出身者のほとんどが、その才能を江戸・東京で伸ばしたことは、大坂の学問を考える上で重要である。そして、右にあげた人たちがそうであつたように、適塾出身者の多くが医学・兵学などで有名になつたことにも注意しておく必要がある。福沢は、「福翁自伝」の右の引用につづくところで「医師の塾であるから政治談は余り流行せず、国の開鎖論を云へば固より開国など、甚だしく之を争う者もなく」と指摘している。そのような状況のもとでは政治学や法学がさかえるわけはなく、ゾーフ辞書のなかに「自然権」「人民」の文字があつても、それが塾生によつて深く探究されることもなく終わってしまった。もつとも、右にあげた人のうち佐野は幕末期、フランスにおいて、ナポレオン法典の訳出にあつた形跡があるので、もう少し詳しく検討する必要がある。のちにもう一度ふれる。

右にみたような大坂での学問の状況にくらべると、江戸・東京でのそれはかなり異なつていたように思われる。そのことを、ゾーフ辞典完成の時期よりもおかれて文久三年（一八六三）にオランダへ渡り、法学と政治学をフィセリングにまなんで慶応元年（一八六五）に帰国した西周助（周）と津田真一郎（真道）についてみてみよう。西は津和野、津田は津山の出身であるが、江戸の蕃所調所は二人を西洋法学に接近させた。二人はオランダへ渡つて東洋学者ホフマンの紹介でライデン大学教授のフィセリングに学ぶことになるのだが、一八六三年にホフマ

ン、フィセリング兩名が署名した「津田真一郎西周助両君ニ案ヲ授ル事ニ就テノ書付」¹²⁾には、二人が学んだ治国学五科の日本語訳がみられて興味ふかい。それによると、その五科はつぎのようになってゐる。

- 其一 ナツウールレグト 天然ノ本分
- 其二 フォルケンレグト 民人ノ本分
- 其三 スタートレグト 邦国ノ法律
- 其四 スタートホイスホウドキュンデ 経済学
- 其五 スタチュチーキ 政表学

これにみるかぎりでは、「権利」の訳があてられている。ここにはまだ「権利」の訳語はあらわれていないのであり、その点では、ゾーフ辞書にみられた苦労がここでもみられたのであり、西洋法学へのみちはまだ可能性にとどまっていたといわなければならない。しかし、彼らの蘭学と適塾の蘭学との間には本質的な違いがあった。適塾での蘭学が、医学・化学などを主としたのに対し、西と津田は法学と政治学をまなんで帰国し、帰国後、すぐその紹介をはじめたからである。そして、慶応二年（一八六六）にはフィセリングの『万国公法』が西によって、『泰西国法論』が津田によってそれぞれ訳され、同四年に刊行された。そして、この両書では、「*regt*」が「権」または「権義」と訳されている¹³⁾。それは、日本の社会で「権利」ということが定着する端緒となったものであるが、西と津田が開成所教授であったこと、津田の訳書が開成所の蔵版であったことが注目される。つまり、この段階になると、西洋法学の導入が政府機関によってはかられるのであり、その点で私塾（例えば適塾）での研究・教育は劣勢に立た

ざるをえず、江戸が法学教育の主導性をもった大きな理由の一つもそこにあったということが出来る（日本の法学がのちにしばしば、官僚法学とよばれるようになった端緒も、そこに求めることができるかもしれない）。

西洋法を基礎とする法学教育の可能性をみるためには、外国奉行栗本鋤雲に一言ふれておく必要がある。彼が、法典としての形をもっともよく整えていたナポレオン法典を幕末の日本に紹介し、少なくとも明治二十五年までのフランス法学流行（のちにのべるように、大阪での法学教育もフランス法学で幕を開けた）の一大原因をつくったからである。

栗本は、慶応三年幕府の駐仏全権公使としてフランスへ赴き、一年近くそこに滞在したが、その滞在中の見聞を『暁窓追録』として明治二年に刊行した。その冒頭の「法治主義（新定律書）」のなかでナポレオン法典についてふれ「法帝ナポレオンの政令は……実に驚歎欽羨に堪へざるなり」とたたえたが、日本でも同じような法典を作ることができると早くも意欲的なところをみせ「静かに其の跡に就て、其の事を考ふれば、決して為し難きことに非らず」とのべている。そのあと法典の内容を概説してから、邦訳の必要につき、つぎのように説いた。

——「極めて其の書の政治に要なるを知り、訳司をして速かに翻訳せしめんことを欲せり。然るに其の書一種の語辭、所謂官用文学の類にて師を得て質問するに非されば徹底明暢に至らざる処あり。仍て¹⁴⁾ フロリヘラルト学士『和春』に託し、子が児貞二郎を扶け功を遂げて以って我が国に益せんことを約したり」。

ところで、右の文章につづいてのべられたつぎの文章に注目したいと思う。——「当時佐賀藩の佐野榮なる者彼地に在りて邂逅し、話次其

の事に及ぶ。彼早く此の書の良を知り、又其の訳の難きを知り、大いに子が用心を讀し、成功の日一部を繕写して、其老侯に呈せんことを懇望せり¹⁴⁾。この佐野こそ、かつて適塾にまなんだ佐野常民に他ならなかった。佐野が、日本赤十字社の創立者であったこと、海軍創設に尽力したこと、大蔵卿・元老院議長・枢密院顧問官などを歴任したこととは知られているが、彼がナポレオン法典の日本での継受を考えていたことはあまり問題にされていない。彼が佐賀藩の出身であったことから、のちにフランス民法の翻訳に意欲を示した同じ佐賀藩出身者である司法卿江藤新平とのつながりを検討する必要がある。しかし、江藤をフランス民法の翻訳に向かわせたのは、佐野ではなく、同じ藩出身の参議副島種臣の命令によって箕作麟祥が翻訳したフランス刑法典にみる西洋法制の粹であったという説がある¹⁵⁾。傾聴すべき説であるといわなければならない。しかし、江藤を動かしたのが佐野ではなかったとしても、明治初年の法曹人に佐賀藩出身者がきわめて多かったことを思えば、副島や大木喬任を含めて、彼らは、佐賀藩という太い綱によって結ばれていたように思われてならない。今後、検討をすすめるなければならない問題の一つであろう。

ところで、佐野常民がフランスに学び、ナポレオン法典の日本での継受を考えていたということは、幕末の大坂における法学教育の可能性という問題を考える上で一つの示唆を与えるように思われる。しかし、それはその可能性を消極的に考えるという意味においてである。つまり、のちにナポレオン法典の継受を考えた佐野のような人が適塾にまなんでいた。しかし、彼が適塾でまなんだのは、化学や物理であ

って法学はその対象にはなっていないかった。そのことは、大阪における法学教育事始について考える場合、重要なことであるように思われる。蘭学を通じて西欧の学問に窓を開いていた適塾にしてそうであった。西洋法の論理をまなぶ機関は、幕末の大坂ではみることができなかった。福沢や佐野や、さらに多くの適塾の塾生が、学問をさらに進めるために江戸へ出たことが物語っているように、大坂は学問研究・教育の主導性を江戸に渡してしまった。そして、法学についていうならば、江戸・東京でえられた学問の成果を、明治十年代になって、東京から導入しなければならなくなった。

三 東京における法学教育のはじまり

西周や津田真道が開成所教授であったこと、津田真道の訳書『泰西国法論』が開成所の蔵版であったことは前節でのべた。開成所を中心とする江戸での洋学の研究と教育は、新しい時代の学問について進むべきみちを示したようであった。開成所は幕府の滅亡により一時閉鎖されたが、明治元年（一八六八）に維新政府によって開成学校と名を改めて再開された。翌明治二年に昌平校・医学校と合併して大学校となり、同年十二月には大学南校と改称し（医学校は大学東校となる）、普通・専門の二科をおいた。そして、専門を法科・理科・文科の三つにわけ、さらに五年一月には南校に法学校を設置した（文部省達第一号）。しかし、入学を志望するものが少なく、経営は安泰ではなかった。すなわち、二月には「入学之生徒僅カ二十名ニ不過旁其内真ニ専門科ノ生

徒タルヘキ者一名ニ不過未タ専門相開キ候時機ニ不至」状態であったので「一ト先閉校」し「他日学者之進歩ニ応シ再ヒ可相開」ことに決めた(同省達第三号)。これにくらべ、四年七月に設置された司法省明法寮は、五年七月に生徒二〇人を集め、フランス人アンリ・ド・リペローを教師におきめざましい活動をはじめた。さらに、六年五月には文部省管轄の外国法学校が設置され、予科・本科の履修課程をそれぞれ三年と定め、本科には憲法・民法・商法・訴訟法・刑法・治罪法・万国公法・性法とともに羅馬法律・法朗西法律などを履修科目においていたことが注目される。しかし、この文部省の外国法学校がどれだけの生徒を集めたかは明らかではない。十一年に廃止されたところをみると(文部省布達第四号)、あまり栄えた様子は想像できない。それに対しても、九年三月に設けられた司法省仏国法律学科専門の繁栄がくべられる¹⁷⁾。そのときの法学規則によると募集人員は一〇〇名で、修業年限は八年、フランス法学はフランス人教師に教授させると決め、さかんなところをみせている。明法寮時代の七年三月にはボアソナードとブスケが赴任しているが、右の仏国法律学科専門の発足後間もなく、ブスケは解任されている。しかし、ムーリエなどフランス人教師がつぎつぎと赴任し、フランス法を素材とする法学教育がさかんに行なわれたところ¹⁸⁾で、明治五年三月に中外堂が出版した『御覧外国人一覽』によつてみると、彼らの出身国別の人数はつぎのようになっている。

英	一一九人	支	九人
仏	五〇人	李	八人
米	一六人	馬	四人
		マニッ	
		フロセセ	

印	二人	葡	一人
蘭	二人	白	一人
伊	一人	噠	一人

これによつて、まず第一に気がつくことはオランダ人の数が少ないことと、江戸時代にみられたオランダの影響力の減少したことが推測される(もつとも、六年七月の『文部省備外国教師明細帳』¹⁹⁾では、主として医学を中心に、オランダ人が七人に増えている)。つぎに、それらの人たちが、造幣寮・鉄道寮・電信寮にイギリス人、勸農寮・造船寮にフランス人というふうに分れて雇われていることが目につく。さらに文部省のお雇い外国人にアメリカ人・フランス人・プロシア人・イギリス人・デンマーク人と各国の人がいるのは当然であるが、理化学と東校で医術を教えたものがプロシア人であったことにも関心がもたれる。さらに、注意すべきことは、司法省設置後間がないとはいえ、フランス人のなかに法学者が少なく、南校教師のリペロー一人がいるだけであったことである。そのことは、九年に仏国法律学科専門が開校されたあとの変化がいかに大きいかを教えるものである。すなわち、九年九月には府県裁判所が廃止され二三の地方裁判所がおかれ、東京・大阪・宮城・長崎の四上等待判所の管轄が定められて、裁判所の組織が明確にされるが、それを契機として、フランス法を素材とする司法省での法学教育は飛躍的にさかんになってゆくのである。しかし、司法省での法学教育がフランス法を中心に行なわれたこと、同省のお雇い教師がほとんどフランス人で占められたことなどについての理由は、すべてが明らかになっているわけではない。当時の外国法のうち、フ

ランス法が最も整備された法典の形をとっていたこと、また、そのことが栗本鋤雲らによって早くから日本に知らされていたことなどを理由としてあげることができるが、そのほかに、維新政権をめぐる諸藩の動きも大きく作用したように思われる。例えば、大蔵省や内務省の要職に薩摩や長州の出身者がついたので対し、そこでの出世を断念せざるをえなかった諸藩の出身者が司法省で西洋法の論理の修得に懸命になったのではないか、などのことが、これからさらに検討されなければならぬ問題であるように思われる。

そのほか、東京における法学教育のはじまりを考えるためには、慶応義塾夜間法律科をはじめ、東京法学社（のちに東京法学校・和仏法律学校をへて法政大学となる）・明治法律学校（明治大学）・東京専門学校（早稲田大学）・専修学校（専修大学）・英吉利法律学校（中央大学）など、明治十年代に東京で多くの私立法律学校が設立されたことにもふれなければならぬが、司法省仏国法律学科の設置とくらべると、そのことは時代が下るので、別の機会をえて検討することにした。

いままでのべてきたような東京ではじまった法学教育に対して、大阪での法学教育はどのようなにしてはじまったのであろうか。大阪での法学教育も、司法省ではじめられた法学教育に決定的に影響されるのだが、そのことについては節をあらためてのべることにしよう。

四 大阪における法学教育のはじまり

第二節でのべたとおり、適塾での学問は、医学・物理学・化学など

自然科学は別として、法学の分野では、オランダ法を通じて西洋法の研究へとは発展しなかった。前節でのべたように、西周や津田真道がいた東京でも、オランダ法学の研究はフランス法学の研究に歩を譲ったのであるから、全国的にみてもやむをえない大潮流であったといえるであろう。大阪においては、幕末の蘭学と近代法学とは断絶した形で明治の法学がはじまったといわなければならない。

大阪でもフランス法学の影響は、司法省の法学教育を通してあらわれるのであるが、そのごくはじめに文部省管轄の大阪開明学校での雇い外国人の問題がおこっている。大阪開明学校で従来フランス人教師・クーンザンがやとわれていたが、大阪ではフランスに対する関心がうすいため、生徒が減少するので、同教師をやとうことをやめ生徒の多い英学教師をやとってほしいという明治四年九月九日の文部省伺が太政官に提出され、それが同年九月二十日に認められているのである²⁰⁾。適塾などにあらわれた蘭学の強い影響がとまったあと、大阪ではイギリスの影響があらわれようとしていた。参考までにのべると、明治八年に大阪造幣寮にやとわれたイギリス人は三〇人にも及んだ²¹⁾。しかし、そのころになって行なわれはじめた法学の研究・教育においては、大阪でもフランス法が中心にすえられた。そして、それは、司法省での法学教育がフランス法によって行なわれたことに決定的な影響をうけてのことであった。そのことは、(一) フランス人教師が大阪上等裁判所などの顧問教師をしていたこと、(二) 司法省明法寮でポアンナードの教育をうけた生徒が評定官（のちの判事）または検事としてかなり多く大阪へ赴任し法学教育にたずさわったこと、(三) 大阪の代言

人がフランス法について組織的に学んだこと、の三点から少なくとも指摘できる。

まず、二人のフランス人教師について。ひとりにはロペール・リップマンであり、もう一人はアルベール・ペーネであった。リップマンについては、『太政類典』のなかに、明治八年九月京都・大阪・兵庫三裁判所顧問としてやとわれ、翌九年十月に継続してやとわれ、十年十一月に解約されたことが記されている。²²⁾ もう一人のペーネについては、ユネスコ東アジア文化研究センター編『資料御雇外国人』²³⁾のなかに記述がある。それによると、雇主が司法省で、大阪上等裁判所のほか大阪・京都・神戸三裁判所の顧問教師であったことが紹介されている。

ただ、没年が明治十一年五月三日で、病気に付依頼解約が同十三年四月七日となっていることが不可解である。わたくしの手許に彼の一冊の本があるが、²⁴⁾それによると、第一回の講義が明治十二年五月八日に行なわれ、第四〇回の講義が同年の十二月四日に行なわれているので、上記の没年は誤りだと思われる。その講義ではフランス民法財産編の第五一六条から第六三九条までの規定がくわしく説明されており、明治初年の大阪の法学生に大きな影響を与えたものと想像される。

つぎに、司法省でボアソナードらにはじめてフランス法の教育をうけた第一期生は、前節でのべたとおり、二〇人であったが、そのうち、井上操(山口県)・小倉久(群馬県)・加太邦憲(三重県)の三人の卒業生が評定官・検事として赴任したことはきわめて注目される。同じ司法省明法寮で教育をうけた一之瀬勇三郎・藤林忠良も間もなく赴任してき²⁵⁾た。ところで、明法寮第一期生中に大阪府出身者はひとりもおらず、

仏国法律学科の法学生徒初年第一期生一〇一人のなかにも大阪府出身者はひとりもおらず、堺県土族玉置良三・永田恒三郎の二人が目にとまるだけである。²⁶⁾大阪府の人たちが法学を学んだのは、大阪の代言人が作った組織におけるそれがはじめてであった。

大阪における代言人の組織は多く、きわめて活発であった。代言人は、制度的には、明治五年八月の司法職務定期のなかにあらわれてくるのだが、それから間もなく、大阪にも、代言人の組織がいくつかわけられた。初期に設立された主なものと創設にたずさわった人たちの名をあげるとつぎのとおりである。²⁷⁾

北洲舎(北浜二丁目)

明治七年六月、寺村富栄・北田正董・都志春暉・岩神昂・岩成涛雄

便宜商社(北浜二丁目)

同七年七月、山下重威

賛成社(土佐堀裏町)

同十年一月、小島忠里

商声社(北洲舎改組)

同十三年五月、寺村富栄

明法館(江戸堀上通一丁目)

同十六年三月、渋川忠二郎・河津祐之

そのうち、もっとも大きな組織であった北洲舎についてだけ、少しふれておきたい。北洲舎の本舎は東京にあった。高知県出身のものが中心になったらしく高知県貫属のもの四人が、西園寺公望厄介西園寺實満とともに、明治七年十月に、司法卿大木喬任あてに、創立条例や代書代言規則をそえて法律研究所設立願を提出した。それによると北洲舎とは、研究会が開かれる家屋のことであったが、創立条例・代書代言規則は東京の本舎だけでなく大阪の支舎にも適用されたので、北浜に設立された北洲舎の性格もそれによって知りうる。そのうち、代書

代言規則のなかに「代言人ノ名称ヲ以テ仮リニ其職ヲ行ヒ上官権ヲ妨害セス下民権ヲ保全スヘシ」(第一条)とか、「代言人ハ裁判官ニ為スヘキ尊敬ヲ守リ言語ヲ慎ミ……」(第二条)とかの明文をみると、²⁸⁾ 代言人の仕事が官尊民卑の思想のもとに行なわれたことを知りうる。また、会説総則なるものも設けられたが(明治十一年か)、その第一条に「会説日ハ当分木曜日仏蘭西民法、月曜日同刑法トス」とあるのをみると、²⁹⁾ 大阪での法学教育がフランス法によってはじめられたことが、ここでも知られる。この北洲社を創立した寺村富榮は、明治十六年十月に大阪商法会議所副会頭に就任し、下って同二十六年に大阪弁護士会の会長に就任した。³⁰⁾ この寺村の経歴をみてもわかるように、大阪の代言人は司法省の管轄下にありながら、大阪の財界と密着して活動を開始した。

右にみたように、司法省明法寮で学んだものが大阪裁判所の評定官や検事として赴任してきた。そして彼らが、司法省雇のフランス人とともに明治初期の大阪での法学教育にあたった。しかし、大阪には、司法省法学校にくらべられるような法学の研究・教育機関は設立されなかった。また、大阪には、かつて蘭学教育をさかんに行なった適塾があったけれど、明治になると開成学校や大学南校にならべられる学校も設置されなかった。さらに、明治十年代、東京で数多く創立された私立法律学校のような私立学校もみられず、十九年十二月十三日になって、やっと関西法律学校が開講するにいたった。しかし、関西法律学校の開講は、明治十年代の終りにあたることなので、ここではくわしくふれないことにしたい。

右にのべたように明治初年の大阪での法学教育は、すべての面で東京主導・司法省支配のもとにあった、ということが出来る。明治前期の法学教育を支配した司法省の法学教育、さらにその根幹をなしたフランス法学がもった市民法的性格について、今日においてはいろいろな批判がなされなければならないけれど、それらについてふれるためには別の機会をもたなければならない。

五 ち ゅ び

前節の最後でのべたとおり、大阪には司法省法学校や大学南校にあたる国立の法学教育機関はながく設けられなかった。それは、医学をはじめとする理科系教育機関が早く設けられたのと対照的であった。

そのことは、ずっと下って昭和六年に大阪帝国大学が設置される前夜、帝国議会に平賀周から提出された建議案のなかにもまだ色濃く残っていた。「大阪市ニ綜合大学設置ニ関スル建議案理由書」の後半部分を引用するとつぎのとおりである。

「……大阪市ハ今ヤ其ノ人口ニ於テモ第一位ノ大都市ニシテ文化ノ中心タリ然レトモ商工業ノ發達繁榮ナルニ比シ精神文化ノ施設ニ於テ未タ完キヲ得ス現ニ公立トシテ医科大学及商科大学アリ又私立トシテ関西大学、官立トシテ高等工業学校アリト雖理工科大学ノ課程ナク商工都市トシテノ現代人ノ教養機関ニ欠クル所アルハ頗ル遺憾トスル所ナリ是等既設大学ヲ併セ又高等工業学校ヲ昇格セシメ之ニ理科大学ヲ附設スルトセハ綜合大学トシテ比較的容易ニ其ノ設備ヲ

完成スルコトヲ得ヘシ……」³¹⁾。

ここには、安易に国立総合大学を設立する方法だけが論じられていて、総合大学のあるべき理想像については何も述べられていない。文化の中心ならばその文化を研究し教育する部門が必要であり、商工都市ならばそれが進むべき方向やそこに生起する複雑な問題に対処しうる知識を養う経済や法律を研究する分野が必要なはずである。それにもかかわらず、右の建議案理由書では、もっぱら理工部門の充実だけをおこなっている。ずっと古く、適塾の時代にも法学の研究・教育が勃興しなかったことは第二節でふれた。その時代にみられた大阪の学問の限界は、帝国大学設立当時にもみられた。それでは、現在の大阪に、社会や文化に関する学問を深く愛し育てる心があるだろうか。かつての大阪の学問の歴史を検討したものには、そうした現在の問題が緊急の課題としてせまってくるのである。

〔註〕

一

- 1 たとえば、C・H・ハスキンス著青木・三浦訳『大学の起源』(一九七〇、法律文化社) 八―二六頁参照。
- 2 栗生武夫「法律解釈学の神学性はいかにして始ったか」(『法の変動』一九三七、岩波書店、所収) 参照。
- 3 岩波文庫本の中野好夫氏の解説参照。
- 4 ハスキンス、前掲書、一七頁。
- 5 筧原宏至『日本中世法史論』(一九七九、東京大学出版会)の第一章とくに一八頁以下参照。
- 6 梅溪昇・脇田修・作道洋太郎「近世大阪における学問の特質」(『大阪の学問』一九八〇、大阪大学) 一〇頁(作道氏執筆)。
- 7 宮本又次「大阪町人の家訓と気質」(宮本又次編『大阪の研究』第三卷

一九六九、清文堂) 三二頁。

8 大坂町人の特質の一つとして金銭的合理主義をあげられたのは宮本又次氏である(梅溪・脇田・作道、前掲書、三頁脇田氏執筆)。

9 脇田修「懷徳堂の歴史的背景」(前掲『大阪の学問』所収) 三一頁。

二

10 例えば川島武宜『日本人の法意識』(一九六七、岩波新書) 一六頁。

NODA, Yosiyuki: *Introduction to Japanese Law* (1976, Tokyo) pp. 43-4.

また、野田氏の同書によつて影響をうけたと思われる René DAVID: *Les Grands Systèmes de Droit Contemporains* (7^e édit., Paris, 1978) p. 554. など。

11 川島、前掲書、一六頁。

12 『明治文化全集』第八卷(一九二九、日本評論社) 解題、四頁。

13 明治初年に「権利」ということばがよく用いられるようになったのは、アメリカ人ウィリアム・マーチンがホイートンの国際法を漢訳して『万国公法』の名で一八六四年に清国で刊行し、それを慶応元年に開成所が邦訳し、そのなかに「権利」ということが用いられたのにはじまるとされている(渡部万蔵『現行法律語の史的考察』一九三〇、万里閣書房) 五六頁。なお、前田正治『権理』と『権利』覚え書』法と政治』第二五号第三四号―二六―九頁参照)。このマーチンの漢訳本と開成所の邦訳について、西は『万国公法』の凡例のなかで「……そはいと好本たるは論を待す。……されと其書のもと初学の為にとてものせるにはあらで……」と評価し、初学のもののためにフィセリングの著書を訳すのだ、とのべている(前掲『明治文化全集』第八卷、一七頁)。

14 栗本鋤雲遺稿』(一九四三、鎌倉書房) 三六一―七頁。『晝窓追録』の意義を一ばんはじめに説かれたのは中田薫氏ではないかと思う(『法制史論集』第三卷―一九四三、岩波書店、一九〇五―一二頁、参照)。最近では、水田義雄『西欧法事始』(一九六七、成文堂) 三五―四二頁。

15 手塚豊『明治初年の民法編纂―江藤新平の編纂事業と其の草案』(司法資料』別冊第二号―一九四四) 二〇頁。野田良之「明治初年におけるフランス法の研究」(『日仏法学』第一号―一九六一、日仏法学会) 二九―三〇頁。

- 16 法曹会『司法沿革史』(一九三九)一七頁。
- 17 五年五月二十九日大学南校から文部省へ提出された文書につきのような指摘があったことはきわめて興味深い。——「当今司法省ノ如キ教師ヲ招キ学校ヲ開キ以テ法律科ヲ教ル事ヲ布令セリ、之ヲ以テ当校上等ノ生徒ニシテ殆ント普通科ヲ畢ラントスル者ニ至テハ志ヲ動カシ法律有志ノ者ハ当校ヲ去リ彼ノ校ニ入ラントシテ退学ヲ願フ者比々々々有リ」(手塚豊「司法省法学校小史」(一)——『法学研究』第四〇巻第六号、六二頁——に引用された『東大五十年史』上、二四二頁の叙述)。
- 18 『明治文化全集』第一六巻(一九二八、日本評論社)三四七—六二頁。なお、梅溪昇『お雇い外国人』(一九六五、日経新書)には明治五年から十八年までの国籍別分布が示してある(二一一—七頁)。
- 19 『太政類典』第二編(国立公文書館、リール三四番、コマ〇〇二三番)。
- 四
- 20 『太政類典』第二編(国立公文書館、リール三五番、コマ〇四六一番)。
- 21 『太政類典』第二編(国立公文書館、リール三四番、コマ一三六四番)。
- 22 『太政類典』第二編第七六卷一三。
- 23 一九七五、小学館、三九七頁。
- 24 『仏国財産篇講義第一号』(一八七九、大坂上等裁判所蔵版)。
- 25 和島岩吉・安富敬作・春原源太郎「大阪弁護士会」(『法曹百年史』一九六九、法曹公論社)には、一之瀬、藤林も明法寮第一期と書かれているが(六九五頁)、司法省の『学校係書類』には、その名が見えない(手塚、前掲書第六号、六三頁)。
- 26 手塚、前掲書第七号、七〇—二頁。
- 27 大阪弁護士会『大阪弁護士史稿』上(一九三七)五六七—六五一頁。
- 28 大阪弁護士会、前掲書、五八三頁。
- 29 大阪弁護士会、前掲書、六一六頁。
- 30 寺村富栄については、宮本又次『大阪人物誌』(一九六〇、弘文堂)二〇二—一八頁。

31 『官報号外』昭和四年三月二十八日、衆議院議事速記録、三六頁。

付記

『ゾーフ辞書』のaからzまでそろったものが、福井県立大野高等学校にあると、文学部の梅溪教授に教えていただいた。早速“regt”のページをコピーして送っていただくよう高等学校教頭天野俊也氏にお願いした。それから間もなく、大野市は、周知のように記録の豪雪に襲われた。コピーは、当然、なかなか送っていただけなかった。非礼を申しわけなく思っていたところ、原稿メ切的直前に待望のコピーがとどいた。ゾーフだけでなく桂川甫周の『和蘭辞彙』や大野藩士広田憲寛の『増補改正訳鍵』のコピーまで同封して送っていただいた。それらによると『増補改正訳鍵』が一ばんくわしく“regt”一字にも「訟決」・「正直」・「公事」・「誠実」・「捌方」・「裁判所」・「国法」・「法律」・「政法」などいくつかの訳がついていた。やはり「権利」あるいはそれに類する訳語はみることができなかったが、蘭字を通じて、一歩づつ西洋法学に近づきつつあった幕末の学問のことがしのばれた。豪雪の雪おろしの合間にコピーをとってお送りいただいた天野先生に厚く御礼申しあげる。

はじめに適塾所蔵の『ゾーフ辞典』から naturlijk regt のところを筆写したところが、なかなか読み下せなくて苦労した。オランダ語の知識が皆無であるわたくしにはあたりまえのことであるが、そんなわたくしに言語文化部の永嶋大典氏が、親切に読み方を教えてくださいました。永嶋先生にも厚く御礼申しあげる。

(くまがい かいさく 大阪大学法学部)